

令和7年度

健康保険組合の实地指導監査結果（主なもの）

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

## 1 全般的事項

- (1) 自己点検について、一年に一回程度、定期的に実施していないため、「健康保険組合における自己点検の実施について」（平成24年4月13日付保保発0413第4号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「健康保険組合における経理事事故防止の事務取扱について」（平成23年12月26日付保保発1226第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき実施すること。
- (2) 規約について、法令改正等に伴う変更を行っていない等の不備が認められたため改めること。

## 2 事業運営に関する事項

- (1) 互選議員の選挙について、理事会で選挙長を選任していない例が認められたため、規約に基づき改めること。
- (2) 選定議員の選定について、次の例が認められたため、規約に基づき改めること。
  - ア 互選議員の総選挙の日に選定していない。
  - イ 議員を選定したことを事業主から理事長に通知していない。
  - ウ 議員が就職した旨を公告していない。
- (3) 選定議員について、一部の設立事業所の事業主が選定しているため、健康保険法第18条第3項に基づき改めること。
- (4) 理事長専決によって処分した事項について、次の組合会においてこれを報告せず、その承認を求めている例が認められたため、健康保険法施行令第7条第5項に基づき改めること。
- (5) 監事選挙について、組合会で行っていない例が認められたため、健康保険法第21条第4項に基づき改めること。
- (6) 監事監査の結果について、組合会に書面で報告していないため、健康保険組合事業運営基準、規約及び監査規程に基づき改めること。
- (7) 公告について、理事長又は理事長から事務の委任を受けた常務理事による決裁を受けずに行っている例が認められたため、規約に基づき改めること。
- (8) 公告について、規約を変更した際に公告を行っていない例が認められたため、健康保険法施行令第3条第2項に基づき改めること。

## 3 個人情報保護に関する事項

- (1) 個人データ漏えい等問題が発生した場合の報告連絡体制について、個人情報保護委員会への報告を規定していないため、「健康保険組合等におけ

- る個人情報の適切な取扱いのためのガイドンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)に基づき改めること。
- (2) 個人情報保護に関する物理的安全管理措置について、組合事務室の入退室管理を実施していないため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)に基づき改めること。
  - (3) 個人情報保護に関する物理的安全管理措置について、盗難等に対する予防対策が実施されていない例が認められたため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)に基づき講じること。
  - (4) 医療費通知(世帯単位に作成したもの)を被保険者宛に送付していることについて、第三者への情報の提供に係る黙示による包括的な同意を得るために必要な掲示等を行っていないため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)に基づき改めること。

#### 4 適用・保険料に関する事項

- (1) 60歳以上の退職後継続して再雇用される者の被保険者資格の取扱いについて、被保険者資格取得届に退職をした後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類(事業主の証明書等)が添付されていない例が認められたため、「【嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて(通知)】の一部改正について」(平成25年1月25日付保発0125第2号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき改めること。
- (2) 資格取得、資格喪失等に係る決定について、決定通知書を事業主に通知していない例が認められたため、健康保険法第49条第1項に基づき改めること。
- (3) 被扶養者の認定の適否の再確認について、対象者を特定して実施している例が認められたため、「組合管掌の健康保険被保険者証の検認及び更新について」(平成16年10月29日付保発第1029005号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき改めること。
- (4) 被扶養者の認定の適否の再確認について、毎年実施していない例が認められたため、「組合管掌の健康保険被保険者証の検認及び更新について」(平成16年10月29日付保発第1029004号厚生労働省保険局長通知)に基づき改めること。

- (5) 一部の適用関係の決定通知書について、審査請求ができる旨の教示文が記載されていない例が認められたため、健康保険法第189条第1項等に基づき改めること。

## 5 保険給付に関する事項

- (1) 保険給付に関する処分について、申請者宛て通知していない例が認められたため、健康保険法施行規則第112条に基づき申請者宛て文書で通知するよう改めること。
- (2) 現金給付に係る支給決定通知書について、審査教示の表示が行政不服審査法に対応した表示となっていない例が認められたため、改めること。

## 6 保健事業に関する事項

- (1) 健康管理事業推進委員会が実質的に機能していないため、健康保険組合事業運営指針に基づき、委員会において保健事業の中長期にわたる企画立案、実施計画の策定及び実施結果の分析・評価を行い、理事会に対して意見の提出を行うこと。
- (2) 保健事業の実施計画（データヘルス計画）について、計画を公表していないため、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第308号）に基づき改めること。
- (3) 特定健康診査等実施計画の内容について、定めるべき事項が定められていないため、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（平成20年厚生労働省告示第150号）に基づき改めること。

## 7 財務に関する事項

- (1) 会計年度終了時において、法定帳簿を出力していない例が認められたため、「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」（昭和61年11月28日付保険発第104号厚生省保険局保険課長通知）に基づき改めること。
- (2) 現金出納簿、歳入簿及び歳出簿について、通し番号を附していない例が認められたため、「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」（昭和61年11月28日付保険発第104号厚生省保険局保険課長通知）に基づき改めること。
- (3) 歳入簿及び歳出簿について、款・項・目ごとに出力していない例が認められたため、「健康保険組合における会計諸帳簿の様式について」（平成14

年 9 月 26 日付保保発第 0926002 号厚生労働省保険局保険課長通知) に基づき改めること。

- (4) 前金払整理簿を備えていないため、「健康保険組合における会計及び財産管理事務の取扱について」(平成 19 年 2 月 1 日付保保発第 0201001 号厚生労働省保険局保険課長通知) に基づき作成すること。
- (5) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法について、理事会の承認を得ていないため、健康保険組合事業運営基準及び規約に基づき改めること。